第21期第7回北海道内水面漁場管理委員会議事録

1 開催日時

令和 4 年 7 月 14 日 (木曜日) 14 時 30 分

2 開催場所

札幌市中央区北3条西7丁目 第2水産ビル 4階 4S会議室

3 出席委員

会長 野川秀樹 融張 福士國治 委員 鈴木和博 委員 中野信之 委員 小川勝士 委員 佐々木昇 委員 渡邊哲也 委員 大井 昇 委員 牧野良彦 委員 山口俊介 委員 木村直哉 委員 杉若圭一委員 斎藤裕美 委員 古谷直樹 (出席 14名)

4 議事録署名委員

中野信之及び小川勝士

5 事務局

事務局長 柳原雄三

6 臨席者

水産林務部水産局水産振興課課長補佐(研究普及)中川 工研究普及係長清水良典漁業管理課サケマス内水面担当課長松村 悟課長補佐(遊漁内水面)岡村淳一遊漁内水面係長小川元樹主査(内水面)小川春人遊漁内水面係 主事佐藤往志

地方独立行政法人北海道立総合研究機構さけます・内水面水産試験場

研究主幹 水野伸也

7 議題

(1)議事事項

議案第1号 コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る委員会指示について

(2) 報告事項

漁業権切替方針素案について

8 議事内容

(事務局)

ただ今から第 21 期第 7 回北海道内水面漁場管理委員会を開催致します。開会にあたり 野川会長からご挨拶申し上げます。

〔会長挨拶〕

(野川会長)

委員会の開催にあたりまして一言ご挨拶申し上げたいと思います。委員の皆様には何かとお忙しい中、本日の委員会にご出席を頂きましてお礼を申し上げます。また、北海道の方から水産林務部をはじめ関係機関の皆様にはご臨席を頂き厚くお礼を申し上げます。委員会の審議につきまして、ご指導ご助言をよろしくお願い申し上げます。

さて、第 21 期の委員会につきましては当初、新型コロナウイルスの影響を受けまして書面による開催が続きましたが、今回はこうして前回に引き続き皆様にお集まり頂きまして、顔を合わせて会議を開催することができました。やはり内容の検討、議論を深めるという意味でも顔を合わせての開催が望ましいのではないかと感じているところです。ただ今後につきましては皆様もご承知のように、今月に入りましてからオミクロン株の派生株である BA.5 へ置き換わりが進んでいるということで、感染状況によりましては、また書面による開催などに変わっていくことになりはしないかと多少心配しているところでございます。委員の皆様におかれましても常日頃の感染防止に引き続き努めて頂きますよう、よろしくお願いしたいと考えております。

本日の委員会でございますが議事事項と致しまして、例年この時期に北海道の方からの要請に基づいて委員会で審議をお願いしております、コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る委員会指示につきまして審議をお願いしたいと考えております。また報告事項と致しまして、10年に一度の一斉の漁業権切替に係る漁業権切替方針素案等の説明について、報告事項として用意しているところでございます。委員の皆様には慎重な審議をよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが開催にあたっての挨拶とさせて頂きます。今日はよろしくお願い致します。

(事務局)

次に松村サケマス・内水面担当課長からご挨拶頂きます。

〔来賓挨拶〕

(松村課長)

水産林務部漁業管理課のサケマス・内水面担当課長の松村でございます。よろしくお願い致します。北海道内水面漁場管理委員会の開催にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。 野川会長をはじめ委員の皆様におかれましては、日頃から本道の水産行政の推進にあたりまして深いご理解とご協力を頂き、この場をお借りして感謝申し上げます。また最近の水産業を取り巻く情勢を見ますと内水面、海面ともに自然環境の変化等による漁業生産の減 少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響など依然として大変厳しいものがございます。こうした中、令和2年に水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を図るため漁業法の抜本的な改正が行われ、来年度には法改正後初の漁業権の切替を迎えることとなります。道としましては資源の持続的な利用を基本に自然的、社会経済条件を考慮しながら、内水面環境の保全や資源に見合った体制の構築に努めて参りたいと考えております。後ほど漁業権の切替方針素案及びスケジュール等についてご報告致しますが、今後1年以上にわたり委員会や現地の公聴会を開催して頂くなど、ご審議、ご検討を頂くこととなりますので委員の皆様方には、お忙しい中、申し訳ありませんがよろしくお願いしたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願い致します。

(事務局)

松村課長ありがとうございました。この後の議事進行は野川会長にお願い致します。

〔議事〕

(野川会長)

最初に私の方から出席委員の人数報告をさせて頂きます。4名の委員の欠席ということで、本日は18名中14名の委員に出席を頂いておりますので、委員会は成立していることを報告させて頂きます。次に私の方から議事録署名委員を指名させて頂きます。本日は中野委員と小川委員にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

それでは早速ですが議案の審議に入っていきます。議案第1号コイヘルペスウイルス病 まん延防止に係る委員会指示について上程致します。事務局の方から説明お願いします。

(事務局)

議案第 1 号コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る委員会指示についてご説明致します。右肩に議案第 1 号と記載した資料をご覧ください。1 ページが委員会指示の案です。 この委員会指示は水産林務部長からの要請に基づき行うもので、昨年からの変更点は年度 の時点修正のみとなっており、指示の内容につきましては変更点はありません。

指示の内容等ですがコイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、漁業法第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項の規定によりコイの持ち出し放流等について次のとおり指示する。1 指示の内容(1)持出しの禁止、道内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面においてコイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除きコイを持ち出してはならない。(2)放流の制限、道内の公共用水面等にコイを放流する場合は放流用のコイが次の全てを満たしていること。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等に再放流する場合は除く。ア. コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。イ. コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し又は生息していたコイと水を介しての接触がないコイであること。ウ. PCR 検査でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイ群のコイであること。(3)遺棄の禁止、生死を問わず公共用

水面等にコイを遺棄してはならない。(4)適用の除外、(1)及び(2)に掲げる事項は国、地方公共団体又は試験研究機関が試験研究の用に供するコイ及び焼却、埋却等処分するコイには適用しない。2指示の期間ですが令和4年8月1日から令和5年7月31日までです。

資料 2 ページが水産林務部長からの要請文です。7 月 7 日付け水振第 422 号で要請がありました。記書きにあります指示の内容、指示の期間を委員会指示案としております。昨年のコイの持ち出しの承認状況ですが、11 月 22 日付けで塘路漁業協同組合から承認申請があり、12 月 1 日から本年 7 月 31 日までの期間中におけるコイの持ち出しについて、塘路湖産天然コイ出荷の取扱要領に基づき適切に処理することを条件に承認しております。

なお、今年度も委員会指示に基づいてコイの持ち出しの承認申請があった場合の対応につきましては、これまでと同様会長にご一任頂きますようお願い致します。事務局からの説明は以上です。

(野川会長)

引き続き委員会指示の要請に至る経過、塘路湖産天然コイ出荷の取扱要領などについて 水産振興課より説明をお願いします。

〔水產振興課説明〕

(水産振興課 中川課長補佐)

平成 16 年から要請をさせて頂き委員会の皆様に、ご審議を頂いておりますコイヘルペスウイルスまん延防止に係る委員会指示ですが、本年につきましても同様の内容で要請をさせて頂きました。委員会指示の内容、要請等につきましては先ほど事務局から説明がございましたので、私の方からは資料 3 ページ目から説明を致します。

昨年、本委員会が書面による開催のため委員会指示発動要請の内容やこれまでの経過、発動要請の理由などを1枚にまとめてお配りしたものです。昨年と同様の内容のため詳しい説明を省略させて頂きます。4ページ目に委員会指示の必要性について、その理由を記述しております。根絶証明が不可能であるということで天然水域であるため感染魚を根絶させることは、その規模からしても物理的に不可能ということと、現段階での技術では感染魚が存在しない、もしくは感染が解消されたと判定することは困難であること。2つ目は発症は減少していますが消滅はしていないという状況です。

資料 24 ページ目、全国でのコイヘルペスウイルス病の発生状況ですが、平成 16 年に全国で 910 件の発症が確認されて以来、徐々に減少してきているところですが、平成 28 年から平成 30 年にかけ再び増加となり、その後、減少に転じ昨年は 2 件に止まっておりますが、今年は昨年よりも既に多く発生している状況で 4 つの県で 5 件発生し、最新の状況では山形県でさらに 2 件追加発生し、今年については既に 7 件という状況です。

資料 4 ページ目、理由の 3 番目ですが、キャリア魚が確認されたということ、これは、 平成 22 年に全国で実施された調査におきまして KHV の抗体を持つキャリア魚が塘路湖で 確認されております。環境の悪化等によっては他の魚にも感染させる可能性が否定できな いということで、こういった状況の中で理由の 4 番目として、国の防疫指針においても移 動制限を確実に担保する可能な措置を講じることが求められていることから、今回も委員会指示の発動を要請したところです。

続きまして資料 5 ページ目ですが、こちらは委員会指示が発動された後、速やかに知事が決定する予定としております持ち出しを禁止する水域の範囲を示したもので、資料 6 ページ目に地図で示しており赤色の河川が範囲ということになります。

資料 25 ページ目にコイヘルペスウイルス病の委員会指示発動におけます発生からこれまでの経過について記載をさせて頂いております。内容は昨年の資料から、今年 1 月に道総研さけます・内水面水産試験場さんで検査した結果について追加をしているもので、結果につきましては 11 検体中、全てが陰性であったということです。

24 ページ目ですが、先ほど若干触れさせて頂きました全国の発生状況で、今年度の発生箇所は養殖場が1件、公園池が2件、個人池が2件となっています。資料作成後に発生した山形県の追加の2件につきましては、発生箇所の情報がないため現在のところ不明です。資料7ページ目から13ページ目ですが、こちらにつきましては平成25年に国が定めましたコイヘルペスウイルス病防疫指針で、14ページ目から23ページ目は国の防疫指針に基づき塘路漁業協同組合が作成致しました塘路湖産天然コイ出荷の取扱要領案で、後日、漁協から内水面委員会の方に申請を行う予定となっており、委員会の承認のあとに運用が認められている内容でございます。

なお、資料 16 ページには、これまでの漁獲量が示されておりますが、昨年度令和 3 年度につきましては漁獲量はゼロです。私からの説明は以上ですが、今週月曜日、11 日に当課と釧路総合振興局水産課、それと道総研さけます・内水試さんと合同で塘路漁協さんを訪問し、今回発動要請する委員会指示の内容について事前に説明を行い了解を頂いたところです。以上私からの説明です。よろしくお願い致します。

[質疑応答]

(野川会長)

ただいま事務局と水産振興課の方から委員会指示の内容、委員会指示の発動要請に係る 理由、それから発生状況、最後に塘路漁協の方に事前説明に行って地元の了解を得ている ことなどについて、ご説明がございました。ただ今の説明について質問等がございました ら発言をお願いします。

(佐々木委員)

この委員会指示については賛同致します。先ほどの説明の中で心配というか塘路湖自体は ワカサギの産地でもありますがコイ以外について、このウイルスが例えばワカサギだとかシ ラウオだとか、その他の魚類に悪さを与えてないのか。仮に与えていないとしても、コイヘ ルペスウイルスがこのような状況にある中で、風評被害でワカサギの佃煮が売れないとかい うような実態がないのかお聞きしたいと思います。

(野川会長)

ただいまの 2 点。コイ以外の魚種について何か影響が出ていないのか、また風評被害があるのかないのかという、ご質問であったと思います。

(水野研究主幹)

前段の質問ですが、このコイヘルペスに関しましてはコイとニシキゴイしか感染致しません。フナ等にも感染しないということが解っておりますので、基本、コイとニシキゴイだけというふうにご理解頂ければと思います。

(中川課長補佐)

ワカサギ加工品への風評被害といったことにつきましては、現在ところそういった情報は 私どものところに入ってはございません。

(野川会長)

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

(斉藤委員)

検体が平成30年から令和2年まで1検体ずつしかなかったのが、令和4年に11検体に増えていますが増えた理由はなんでしょうか。

(水野研究主幹)

この検体につきましては漁業者の方にご協力頂きまして、ワカサギの秋の定置網に混獲されたコイを検体として使わせて頂いています。平成30年から令和2年に関しましては、この検体しか取れなかったとお聞きしています。昨年は、たまたま沢山取れたということで11検体に増えてるという状況になっております。

(野川会長)

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

(杉若委員)

先ほど検体の話が出ました。今年11検体ですが検体のサイズを教えて頂けますか。

(水野研究主幹)

検体のサイズ、昨年は非常に小型で 15 センチぐらいと検査した担当者から聞いております。

(杉若委員)

大きいコイは未だいるのでしょうか。

(水野研究主幹)

11日に現地行きましたが、かなり大きいコイがいると聞いております。

(杉若委員)

なぜこういうことを聞いたかというと、平成 16 年の発症時に生きていたコイじゃないと 陽性の結果が出てこないと思うので。そういう認識でよろしいでしょうか。

(水野研究主幹)

高齢魚でないと、おそらく陽性にはならないだろうというお話ですけども、ウイルスの場合は水域を介して水平感染する可能性も非常にありまして、高齢魚から若い魚に移る可能性がある。若いと思われるもの 15 センチぐらいの検体だったのですが、これにつきましても水平感染している可能性があると思います。今回やった意義はあるというふうに私は考えております。

(杉若委員)

今も塘路湖内にウイルスが存在していればの話ですよね。私、根本的な問題だと思うんです。知事からの要請書の2番の放流制限、これには全く諸手を挙げて賛成です。発動要請理由の2番、KHVの発症は減少しているが消滅していないこと、これは多分そのまま放流の制限にかかっていくものと思うのですが、1番の根絶証明が不可能なことで、この釧路川水系において何十年も証明はできないと思います。問題は3番、今の質問と関係しますが、平成22年の全国の一斉検査で塘路湖で、いわゆる抗体価の高い魚がみつかったということですが、抗体価が高いイコール、ウイルスキャリア、不顕性感染魚と考えてよろしいのでしょうか。

(水野研究主幹)

この検査ではウイルスに対する抗体があるかないかを調べるのであって、ウイルスを持っているかどうかの証明をしているわけではないので、この抗体がいっぱいあったのだけれども、感染しているかどうかというのは解らないという結果になっております。

(杉若委員)

これ、コロナと考えれば私たちも抗体価が高い人間は行動制限をかけられるという理屈と同じなんです。ここがしっくりこないんです。毎年毎年この申請理由で、必ずしも抗体価が高いからといってウイルスを保持しているのかどうか、これ解らないんです。だけども、この文面は抗体価が高いから、だからまだ危ないんだと。他の魚に感染させる危険性があるんだ、という論法で来ているんです。先ほど、サイズの問題、水平感染についてお聞きしました。コイ、普通に30年40年生きてるんです。もし水平感染あるいは垂直感染、魚同士でコイの中で、ウイルスが面々とこう生きているのであれば、これからも現地では発症する可能性はあるのでしょうけども、平成16年以来、発症はないんです。抗体は高い魚はおります。一方でPCRでは見つかっていない。これどう考えたらいいんでしょうか。発動理由は違和

感を覚えます。それで、平成 22 年頃でしたか、水産庁で一時これは各都道府県に解除することは任せる方向で議論されたことがあるんです。ただ、消費安全局の方に来てから、ころっと変わってしまって、結局この 4 番が一番大きな発動理由と私は考えているところです。そういう問題があるということを、ご来席の皆さんに認識をして頂きたいと思い今発言しました。

それともう1点、これは質問です。平成14年か15年に本州の方でアサリのパーキンンサス原虫が出て、それが北海道の中に持ち込まれると問題ということで水産林務部から各漁協に、本州から種苗を持ち込む場合は海面漁協の場合は海面水試に、内水面漁協の場合は当時の水産孵化場に相談してから入れることという通達を出しました。その直後に塘路湖のKHVが発生したので、多分通達がきちんと行き渡らなかったと思うのですけど、このシステムというのは今でも道庁の中で生きているのでしょうか。

(中川課長補佐)

アサリの件につきましては今情報を持ち合わせておりません。

(杉若委員)

本州から北海道に持ってくるあらゆる種苗に関しての話です。今、特にサケ・マスの海中 飼育、海面生簀養殖も盛んになってきています。海面から持ってくる場合もありますし、種 苗を本州の内水面から持ってくる場合もあります。サケ・マスは病気の宝庫なので、そのへ んのこともやはりリスク管理としてお考えになっていた方がいいかと思います。

(中川課長補佐)

ありがとうございます。コイヘルペスの関連で申し上げますと水産防疫専門家会議というのが組織されており、平成26年27年にかけて2回ほど開催され28年に、このコイヘルペスウイルス防疫指針の改正が一部されたところです。それ以降、これらの専門家会議等一切開催されてない状況で最新の知見が一部改正された際の指針というふうに考えておりまして、昨年からの情勢も実際変わっておりません。私どもとしては水産庁に対し毎年毎年、こういった感じでの委員会指示が必要なのかということで問いかけをしているところですが、今年につきましても同じような回答でコイヘルペスウイルス病が特定疾病で、なかなかなくならなければ、こちらの委員会指示は継続し指導して頂きたいと言われている状況です。

(杉若委員)

この4番の要請理由に鑑みて仕方がないなということで一応私も理解をしております。

(野川会長)

杉若委員の方から毎年要請が出る時に同じようなご指摘がなされておりますけども、水産 庁の指導もあって委員会指示が発動されているということでございますので、ご理解をお願 いしたいと思います。他にご質問等はございますでしょうか。他にないようでございますの で、議案第1号につきましては原案のとおり委員会指示を発動するということで、ご異議ご ざいませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員) 〈異議ありませんの声あり〉

(野川会長)

はい、それでは異議なしということでございましたので議案のとおり決定し、委員会指示を発動したいと思います。なお、委員会指示に基づくコイの持ち出しの申請があった場合につきましては、これまでと同様に会長の方に一任をさせて頂きます。それでは議事の方はこれで終わり、報告事項の方に移りたいと思います。はじめに事務局の方から漁業権の概要、漁業権免許までの流れ、それから委員会の開催スケジュールについて説明をしたいと思います。

(事務局)

右肩に報告事項と記載した資料をご覧ください。資料1ページ漁業権とは一定の水面において特定の漁業を一定の期間、排他的に営む権利で、共同漁業権は一定の水面を共同に利用して営む権利、区画漁業権は一定の区域において養殖業を営む権利、定置漁業権は漁具を定置して漁業を営む権利です。漁業権の存続期間は共同漁業権が10年、真珠養殖等の一部を除く区画漁業権と定置漁業権は5年となっております。

内水面の免許件数は中程の表、共同漁業権は全道で 50 件が、下の表、区画漁業権は全道で 15 件が現在道から免許されております。別冊北海道の内水面漁業の概要抜粋版をご覧ください。9 ページが共同漁業権の説明で、内水面は第一種共同漁業と第五種共同漁業となります。第一種共同漁業は藻類、貝類または定着性の水産動植物を対象とする漁業で、ジュンサイ、ヒシ、アサリ、シジミなどを対象としています。第五種共同漁業は内水面を対象とした漁業のうち第一種共同漁業を除いたすべての漁業が該当し、コイ、アユ、フナ、ヤツメウナギなど河川や湖沼に生息する魚類を対象としています。

12ページが区画漁業権の説明で、本道では第一種区画漁業と第二種区画漁業が該当します。 24ページから 26ページが共同漁業免許状況の一覧表となり、表の右肩上の免許の存続期間 は平成 25年9月1日から令和5年8月31日まで、第一種共同漁業としてシジミガイ漁業、ジュンサイ漁業、アサリ漁業などが、第五種共同漁業としてワカサギ漁業、ヤツメウナギ漁業、ヒメマス漁業などが免許されています。区画漁業権の一覧表はページ 27ページとなり、免許の存続期間は平成31年1月1日から令和5年12月31日まで、第二種区画漁業としてワカサギ養殖業など、第一種区画漁業としてウニ養殖業、カキ養殖業が免許されています。

報告事項と記載した資料で漁業権免許までの流れについてご説明致します。2 ページが漁業法の関係条文です。漁業法の改正により、漁業法第 64 条で漁場計画の案の作成の手続きも明記されました。漁場計画とは漁場の位置及び区域、漁業種類、漁業時期、免許予定日、申請期間等を定めたものです。これまで委員会が漁場計画素案や委員会最終案を作成し道に提出しておりましたが、漁業法の改正により、今回から漁場計画の案も含め都道府県が責任

を持って作成することとなります。関係法令の下線を引いた部分が委員会に関連する条項ですが、都道府県知事は漁場計画の案を作成したときは委員会の意見を聞かなければならないなど、下線部分の手続きは改正前の手続きと変わってはおりません。

3 ページで免許までの流れについてご説明させて頂きます。図の左側、上から都道府県が関係者の要望や漁場条件の調査、利害関係人からの意見聴取など広く意見を聞いて漁場計画案を作成します。その後、都道府県から委員会へ漁場計画案の諮問。委員会は公聴会を開催のうえ答申を行います。その後、都道府県は漁場計画を公示、申請者から都道府県に免許申請、都道府県から委員会へ申請者の適格性について諮問、委員会から答申。そして免許となります。

4ページがこれらの手続きを踏まえました令和 4 年度、5 年度の委員会の想定スケジュールとなります。これは前回一斉切替時の 10 年前の開催状況を参考に委員会の開催回数をできるだけ集約しようとしたものです。表の中程、次回委員会の第 8 回委員会は 10 年前と同様 9 月下旬としております。内容は漁業権切替小委員会の設置と道から漁業権切替方針等の報告です。その後 12 月、1 月、3 月の 3 回、4 年度合計で 6 回の開催としております。令和5 年度は公聴会が 4 月中旬から 5 月上旬の共同漁業権漁場計画の公聴会と 6 月中旬から 7 月中旬の区画漁業権漁場計画の公聴会の 2 セット、委員会は 5 月、6 月、7 月、12 月の計 4 回を想定しております。なお、漁業権切替事務の進捗により、5 ページに 10 年前の漁業権一斉切替時、平成 24 年度 25 年度の開催状況を掲載しておりますが、このときのように回数が若干増える場合もございます。事務局からの説明は以上です。

(野川会長)

次に漁業管理課から漁業権切替方針素案と切替スケジュールについてご説明します。

(小川主査)

第8次及び第15次の漁業権切替を迎えるにあたり漁業権切替方針の素案について委員の皆様にご説明します。まず、全体のスケジュールからご説明します。資料報告事項の10ページ目をご覧ください、こちらがスケジュールの概要を表示したものになりますが、まず、6月27日に道から連合海区へ素案を説明したところであり、その後、6月28日からから7月下旬にかけて個別漁業権者や漁業協同組合等を参集し現地説明会を行うとともに本日、内水面漁場管理委員会に説明させて頂きます。説明後は8月上旬にかけて素案に係る地域意見の集約を行い、これを受けて8月上旬中に切替方針及び運用について決定していきたいと考えております。

なお、括弧書きの操業期間ですが、これは定置漁業権のみとなります。方針、運用が決定されましたら、改めまして当委員会において、ご説明したいと思います。個別漁業権者や漁業協同組合等への説明は道から9月上旬以降、行うこととしております。また、9月上旬に漁場計画策定要領を作成、10月上旬に行使規則等の留意事項等を決定のうえ通知を行いたいと考えております。その後、共同、海面区画については10月の草案協議に始まり翌年5月30日までに漁場計画の告示を行い令和5年9月1日の免許、定置、内水面区画については、

10 月に定置の操業期間に係る考え方の説明会を行ったうえ、12 月から草案協議を開始し、翌年 9 月 30 日までに漁場計画の告示を行い令和 6 年 1 月 1 日に免許する運びとしておりますので、委員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に切替方針の概要について説明させて頂きます。資料1の6ページをご覧ください。漁業権切替方針素案の考え方について、ご説明致します。1の基本的な考え方ですが漁業法の趣旨であります水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を目指し、水産業漁村振興条例の基本理念である資源の適切な管理と秩序ある利用、栽培漁業の推進などの観点により、漁業権の見直しを行う旨を記載しております。次の段の表に令和4年3月末現在の漁業権の設定状況をまとめております。全体で1,768件設定されており海面の共同、区画漁業権、内水面の共同が令和5年8月末に、定置漁業権と内水面区画漁業権が令和5年12月末に、それぞれ存続期間が満了致します。

次に各漁業権についてですが、今回は内水面漁場管理委員会ということで海面共同、海面 区画及び定置漁業権の説明は省略させて頂きます。資料1の8ページ目の下方をご覧くださ い。内水面における漁業権の切替における考え方としましては、内水面漁業の生産増大と多 面的な水面利用を図るため計画的な増養殖事業の展開と適切な資源管理や有効な漁場利用を 促進し、漁場環境の保全や遊漁との調和を考慮しながら内水面漁場計画の策定を取り進める こととしております。

次の9ページをご覧下さい。(1)の共通事項としまして、1つ目は活用漁業権があるときは 現に免許を受けている漁業権者が引き続き漁場を適切かつ有効に活用できるよう、類似漁業 権を内水面漁場計画に設定すること。2つ目は外来種による内水面漁業や生態系への影響が 懸念されることから、すでに漁業権の対象魚種として設定されている場合を除き新たに漁業 権対象魚種としないこと。3つ目は漁業協同組合等に漁業権行使計画書の作成を求め具体的 な資源管理と利用手法を明確にすること。4つ目は内水面漁場管理委員会との意見交換など 緊密な連絡を保ちつつ検討を加え内水面漁場計画を策定することです。

なお、先ほど事務局長からも話がありましたが、内水面漁場管理委員会との関係につきまして補足させて頂きますと、これまでの切替では業務を円滑に進めるため漁場計画策定要領に基づき委員会内に漁業権切替小委員会を設定して頂き、漁場計画の草案等の策定と行政への提出などについて、ご協力を頂いていたところです。今般の法改正に伴い委員会の役割も変わったこともあり、草案等の作成は北海道の名で行うことを考えておりますが、今次切替でも、これまでどおり小委員会を設置して頂き各種調整や協議をお願いしていくことは変わりありませんので、前回切替同様よろしくお願い致します。

- (2)の内水面共同につきましては、1つ目は内水面漁場計画の策定は漁業協同組合による計画的な増殖事業の実施や適切な資源管理により、漁業生産力の維持発展が期待できるものを対象とすること。2つ目は遊漁規則は遊漁者に対して合理的かつ適正な規制内容や遊漁料の設定に努め遊漁との調和に配慮すること。3つ目は漁場の区域は水面の自然的条件や対象魚種の資源管理の状況を勘案して必要最小限の範囲にとどめることです。
- (3)の内水面区画漁業につきましては、1つめは内水面漁場計画の策定は当該水面が養殖業に適しており漁場環境の悪化を招くことなく養殖業として継続出来るとともに、漁業調整そ

の他公益上支障がないものを対象とすること。2 つめは市町村に対する漁業権は地域振興計画などの施策推進に寄与するものに限定すること。3 つめは漁場の区域は適切な管理体制のもとで事業が活発に推進されるよう妥当な規模の範囲にとどめることです。概要での説明は以上ですが資料2としまして切替方針素案及び運用素案の対照表を添付しておりますので後ほどお目通し願います。

(小川係長)

私の方から今回資料はありませんが増殖指針、増殖目標量について事前の情報提供をさせて頂きます。今回の漁業法改正で都道府県の責務として客観性、公平性、透明性を持って必要な措置を講ずることを求められているところですが、第5種共同漁業では漁業としての利用だけでなく増殖の義務というのも伴っております。この増殖行為について指導等を行うことにあたって増殖に係る指針を知事が定めるほか、増殖の目標量を委員会で定めて頂くことになり今後お願いする予定です。詳細は現在検討中であり9月の委員会などで道の考え方を示していきたいと思いますが枠組みとしては、これまでもあったものであり今回の漁業法改正による措置の厳格化とあわせて適用したいと考えているところです。

なお、設定にあたっては、これまでどおり道と委員会が緊密に連携することはもちろんのこと、各漁業権者さんに対しまして丁寧な説明により理解を得ながら進めていこうと考えております。まずは、本委員会でこの情報提供をさせて頂きました。

(野川会長)

ただいま漁業権の切替に関して、漁業権の概要、切替方針の素案などについて説明を受けたところでございます。内容が非常に豊富で、なかなかご理解は難しいところもあろうかと思います。委員会の今後のスケジュールについては、先ほど事務局から説明がありましたように、資料の4ページと5ページに令和4年と10年前のスケジュールについて書いてございますので、これを見られるとこれから漁業権の切替に向けて委員会が、どの程度開催されるのか、どういうものが委員会で検討することになるか、というようなことがイメージできるのではないかと思います。

漁業権切替方針の素案については文章を見ただけでは、なかなか具体的なイメージが掴めませんが、申し上げましたような作業を進める中で、だんだんイメージされてくると思っております。また、漁業法の改正に伴って、この委員会の役割も多少変わってきておりますので、委員会を開催していく中で、そういうことも追々解ってくるのかなというふうな感じで聞いておりました。それから小委員会を設置することになりますので、どういう形の設置になるか未だ解りませんが、小委員会の委員になられた方には最後に説明があったように、いろいろな課題についてご検討して頂くことになろうかと思います。ただいまの説明につきまして、ここだけは聞いておきたいというようなことがございましたら、発言をお願いします。

〔質疑応答〕

(大井委員)

今説明した増殖の目標、これはいったい具体的にどういうことなのかということと、9 ページ目の共通事項の外来種による内水面漁業や生態系への影響が懸念されることから、既に漁業権の対象魚種として設定されている場合を除き新たに漁業権対象種としないと、これは、何かを想定しているのですか、ニジマスのことですか。

(小川主査)

まず後段の質問の外来種についてお答えさせて頂きます。北海道内には特定外来種のウチダザリガニの漁業権を塘路漁協さんと阿寒湖漁協さんが取得されて阿寒湖、塘路湖の方に設定されております。ニジマスについても産業管理外来種ということで国の方で指定しておりますので、これについては主なる漁業権区域に設定されているところでありますが同様の考えで考えたいと思っています。

(大井委員)

具体的にウチダザリガニとニジマスがありましたけど、この②項について想定されている 魚種は他になんですか。

(小川主査)

例えば、本州の方でありますブラックバス、ブルーギルとか、そういうものが北海道の漁 業権に設定したいというお話があっても原則的には設定しないことを考えています。

(大井委員)

それはもう移植放流禁止の魚種ですから、それが新たに出てくるとは想定していませんけども僕が想定できないような新たな外来魚、対象としないという魚種が、道庁の方で想定している魚種があれば教えてください。そういう既に規制されているもののことを聞いているわけではないのです。

(小川主査)

ここに書いてる文章で想定しておりますのは、まず特定外来種とあと環境省や水産庁の方で何らかの指定をされているものが、新たに漁業権として設定する場合は原則認めないと。今、北海道の在来種ということで新たに漁業権が設定されるものについては、もちろん検討はして頂きたいんですが。具体的なものは今後 10 年間の話でもありますし、新たなものが出てきたりですとか今現在も各種魚類、水棲生物というのは、いろいろなきまりの中でルールがあるものがありますので、そういった生態系に影響を与えてしまうような魚種については認めないという方向で考えていきたいと思っております。

(大井委員)

外来種、特定外来種とかありますけども、国内でも外来種ありますよね。例えばヘラブナ

も外来種という話を私聞いてますけども、そういう規制されてないような外来種も新たに認めるようなことはしないということですかね。既に産業管理外来種とか、特定外来種とか、そういうのは置いといて。通常、これは外来種だというものは他にたくさんあると思うんですけども、そういうことも想定して考えるということですかね。

(小川主査)

今おっしゃられたような観点ももちろん必要だと思いますし、国が定めるものがありますし、北海道でも北海道の指定外来種とかがありますし、影響度合いでいろいろなルールですとか、そういったものが、あと国内外来種と言われるもの、道内でも他地域、その地域に元々いないものも外来種と考える場合、そうでない場合というのもありますし、それは基本的にはそういう種が、話が出たときに、それぞれの状況を勘案して考えていきたいと思っています。

(野川会長)

もう1点質問があったと思います。増殖の指針について。

(小川係長)

免許後に漁業権者さんが毎年計画的に増殖を行っているということはご存じかと思います。この毎年計画的な増殖を行うにあたり、目標となる増殖量の方を委員会の方で設定して定めて頂くという、ご説明でございます。先ほどの説明でもありましたが今回、資料の方ご用意しておりません。ただいま検討中であり9月以降、委員会等で考え方、資料としてお示ししますけれども、漁業権魚種ごとに毎年の増殖量というのを定めて頂こうというところで今考えているところです。

(大井委員)

それは10年前もそうされてたのですか。

(小川係長)

北海道の方では10年前は、そのようなことは定めてはいなかったです。

(大井委員)

そうですよね。今回免許するときに、その前に増殖目標も勘案して免許するのですか。

(小川係長)

今回の目標増殖量は免許後で考えております。詳しいところは、次回、9 月以降の委員会の方でお示しをしていきたいと思っております。

(野川会長)

よろしいでしょうか。他にご質問等ございますでしょうか。

(中野委員)

増殖のあり方について質問ですが、10年前、私も漁業権の切り換えで前回資料を作りまし て、その時に増殖計画を上げたかなと思ってはいるんです。当時の増殖のあり方と今の増殖 のあり方というのはだいぶん変わってきたのかなと思っておりまして、それが担当者によっ て増殖のあり方が、指導が結構バラバラなんです。例えばヤマベ放流します。それが悪影響 になって逆にその川の元々いた天然の魚に影響があったりするという、本州の方で論文が上 がったりしてきているんですが、各地域によって増殖というのは事情が結構あると思うんで す。朱鞠内湖は天然遡上多く天然が豊かで自然豊かなんですが、それでも、いろいろ川の自 然再生とか、今たくさん努力してるんですけど、それも、一応増殖義務にあたるのか、あた るっていう人と、いや、魚を、種苗を取って放流しなさいと。卵で放流しなさいという人も いますし、自然再生の方が科学的にここは伸びるという学者がいたりして、漁協としては魚 を増やしたいだけなので、基本的にそこの川のMAXまで魚を増やしたくてそこに、さらに また 120% 増やしたら余計悪影響があるという話をするのですけど。その辺が担当者によっ てバラバラで指導も受けてて。この増殖のあり方の指針については先ほど会長からもお話が あったとおり、例えば小委員会設置の中で委員さんも含めて、関わっている組合の人たちも 含めて、この議論については話し合っていくのかなと。ぜひ、できればそういう委員会があ れば、私もここで関わらせて頂きたいなというのがあります。

先ほど外来種の件もお話ありましたが、杉若さんのお話もあって私もピンときたんですが、 最近、朱鞠内湖でイトウ釣りとかマス釣りで、よそから持ってきたウグイとか、ネットでも 生かしたまま売っている魚、結構あるんです、ウグイとか。それを持ってきて生き餌にして 釣っている人がいる。最後、そのウグイは結局、湖に放されている。ウグイの種類は同じな んですが、何か病気になったら怖いんじゃないかとか、というのがすごく懸念されてまして、 前回漁業権切替の時に他から生きたままをもって来る活魚等を放流してはならないというこ とを遊漁規則、行使規則に附けようと思ったのですが、それは漁業法の中で別と言われ駄目 だったのです。漁協としては、例えば河口湖さんとかはワカサギの放流をするのに水ごと持ってくるのですが、その水に外来系のプランクトンが入って、しばらくワカサギは全然駄目 だったという話を聞いたことがあったんです。魚の移動って結構危険で、それが関係者とか 専門家の意見を聞いて入れるのはいいのですが、今の遊漁規則と行使規則ですと誰がそこの 公共水面に入れても外来種以外はいいっていうことになっている。別に罰則も何もない。それによって、いろんな病気とか、あったら怖いなっていうのは不安に思っていまして、そういうのも、できれば入れて頂きたいなというのが2点目です。

(小川係長)

1 点目の増殖指針の方についてお答えさせていただきます。今、中野委員おっしゃったように種苗だけが増殖指針かというと、私ども、そう考えておらず例えば産卵礁の整備とか、

そういうものも含めて増殖というふうに考えているところです。

(野川会長)

そのあたり小委員会の中に、そういうものを議論するにあたって方向性が示されるかどうかという、お話もあったと思いますが。その辺はどうですか。

(小川係長)

増殖指針の方についても9月以降、道の方で示しますが一方的な形で示すことがないよう、 漁業権者の皆様のお話を聞きながら設定していきたいと、進めていきたいと考えております。

(小川主査)

2つ目のご質問は、他から種苗等移入するとか、そういった場合について、行使規則等に設けられないか、10年前にそういう話をされたということで、当時お話の中でそういう答えをしたか判りませんが、基本的に漁協が行う行為、または組合員が行う行為として、そういう移植に対して一定の制限をかけるということはできると考えております。ただそれを組合員以外、組合の事業以外に課すことができるかというと、正直そこは難しいかと思っております。

(野川会長)

よろしいでしょうか。他にご質問は。

(斉藤委員)

外来種なんですが先ほど大井委員が言われたとおり、国外外来種、ニジマスとかではなくて国内外来種に対してピンポイントで教えて頂きたいのですが、サクラマス、ヤマベについては、北海道は、どういうふうに扱われているのでしょうか。私が調査していると本州系のヤマベをわざわざ入れたりする場合があって、入れられてしまう河川とかは本当にヤマベばかりに数年ぐらいのスパンでなってしまうのですけれど、サクラマスとして内水面のすごく重要な水産資源だというのは理解はしているつもりなんですけれど。ヤマベとして扱っているのかサクラマスとして扱っているのか、そういったところを教えて頂きたいと思います。

(小川主査)

北海道におけるヤマベと本州にいるヤマベ、行政的に何か区別を付けれるかというと、そこは難しいと考えております。個別の問題として、本州系のヤマベ、アマゴですとか、そういったものも一部、北海道に生息も確認はされてるという状況ではあるかとは思うんですが、ヤマベ自体というのは外来種ではなく在来種。北海道に元々いたものと本州にいたもの。種によって外来種と呼ぶ場合、そうじゃない場合というのは、いろいろあるかとは思うんですが、いまおっしゃられたヤマベについては行政としての何か規制を考えているかというと考えてないという状況です。

(野川会長)

他にございますでしょうか。これから小委員会を設置し、先ほどスケジュールにありましたが、これから議論が本格化していくということになろうかと思いますので、その中でまたいろいろとご意見が出てくるのかなというふうに思います。他になければ報告事項の方はこれで終了したいというふうに思います。これで事務局の方から用意した議題は2つ終了をさせて頂きます。その他ということで、事務局の方から何かございますでしょうか。

(事務局)

はい。先ほどのご説明いたしました想定スケジュールの中で次回委員会につきましては、 9 月下旬の開催で日程を調整させて頂きたいと考えておりますので、よろしくお願い致しま す。

(野川会長)

これから日程調整等はされるということですね。一応次回の委員会、9 月下旬ということ でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。これで事務の方から用意したのは 以上でございますけれども、委員の皆様から何か特段ございますでしょうか。

(牧野委員)

スケジュールの話ですが可能な限り1ヶ月以上前にご案内頂ければと。参加人数を増やすとういうことを目的に、ぜひ早めの情報提供を頂けるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

はい。分かりました。

(野川会長)

はい、どうぞ。

(山口委員)

北海道以外の本州の都府県ではヤマベとかイワナの大きさの制限をかけているところがほとんどだと思うんです。たとえば 15 センチ以下とか、12 センチ以下は捕らないとようにかけていると思うんですが。北海道だけ全くかけていないというのは何か理由があるんでしょうか。

(松村課長)

ヤマベについては北海道では禁止期間だけという形になっています。大きさの制限ですと例えばサケですと 15 センチからと、その他、魚種によっては規定があるんですがヤマベについて言えば規定は現在ないです。

(山口委員)

それは本州とは違う何か理由があるんですか。

(松村課長)

はっきり解らないんですがヤマベについては元々北海道では川でヤマベを漁業対象種ということで、利用はあまりされてなかったのかと思います。海の方、海に降りてサクラマスとしての利用が大きかったのかなというような気はしますけども、調べてみます。

(山口委員)

ぜひ他の県も含めて調べて頂ければと思いますので、よろしくお願いします。

(杉若委員)

基本的に新子の利用を許可しているのは北海道だけなんです。新子というのは 0 + の魚を。 20 年ぐらいに前に行政の方に制限をかけたらどうかという話をしました。行政の方の回答は 遊漁団体の反対が非常に強いので、それはちょっとできないと回答がありました。

(野川会長)

ほかに何かございますでしょうか。

(福士副会長)

支笏湖では、最近サクラマスやヤマベが目立つようになり、それが原因と考えられますが、ヒメマス5年魚には大きいものもいますが、4年魚では22~24センチぐらいのものが中心となっています。このようなことから、ヒメマスを保護するためには、サクラマスの数を減らす必要があるのではないかと考えています。サクラマスは増えてきており、例えば7本の竿を使って釣りをする人で、7本の竿のうち5本にサクラマスが掛かる場合も見られます。見た目はヒメマスと同じように銀毛で分かりずらいのですが、歯をよく見ますとサクラマスかどうか分かります。また、何故4年魚と分かるかといいますと、稚魚の時に鰭切れ標識を施して放流するので、それが目印になって4年魚と判るんです。

(野川会長)

今の支笏湖の状況をご説明頂いたということで、お話を聞かせて頂きました。ほかに何かありますか。ないようでございましたら、これで本日の委員会は終了したいと思います。今日はどうもご苦労様でございました。